

「加古川市いじめ防止対策計画」に基づいた

令和5年度

いじめ防止対策プログラム

令和5年3月

加古川市教育委員会

## いじめ防止対策プログラム - 参考資料 - について

子どもが気づく（育つ）ことによって、子ども自らの力で予防することや解決を図ることができるようになるという観点からいじめ防止対策を進めているのは、人格の完成をめざして行われる教育そのものが、いじめの未然防止につながる取組だからです。

いじめ防止対策プログラム（以下「対策プログラム」）作成に当たっては、まず、加古川市いじめ防止対策計画（以下、「対策計画」という）の策定に至る経緯といじめ防止の基本的な考え方を全教職員が再認識し、そのうえで、すでに各学校で行っている様々な教育活動をいじめ防止対策の観点によって整理し直すことと、それらが適切に行われているかを点検・改善することが重要となります。

この資料には、対策計画の4つの行動目標とそれに対する実践目標及び具体的な実践項目を記載しています。

1	未然防止への取組	1～2 ページ
2	早期発見・早期対応への取組	3～5 ページ
3	関係機関との連携を強化した取組	6 ページ
4	推進体制・検証体制を整える取組	6～7 ページ

### 対策計画の見方

**行動目標**  
基本目標を達成するための大きな取組を示しています

**実践目標**  
行動目標を達成するための方向性を示しています

**実践項目**  
実践目標を達成するための具体的な取組や関連事項を示しています

関係主体  
「教育委員会」「学校」「家庭」「地域」のいずれが主体的に取組むかを示しています

**1 未然防止への取組**

実践目標 **2 命や人権を尊重する態度、豊かな心を育成** 学園

- 人権教育の充実  
「ロールプレイ」等を導入した体験的・共感的な学びの工夫
- 道徳教育の充実  
教科化に伴う「考え、議論する道徳」への質的転換

**チェック項目**

豊かな心を育てるために、児童生徒が主体的に考え、体験的・共感的に学ぶ工夫はされているか。

**チェック項目**  
実践目標を達成するための具体的な取組が、学校で実施されているかどうかを点検する観点を示しています

### 各主体の責任と役割

<b>教育委員会</b>	「対策計画」を実践するため、児童生徒の学力やいじめ認知件数、アセスの結果、不登校児童生徒数などから現状と課題を把握し、実効性のある対策を的確に遂行する。その際、学校や教職員に必要な指導・助言を行うとともに、教職員が子どもに寄り添い、自信を持って教育活動に取組めるように支援を行う。
<b>学校</b>	「対策計画」をもとに各学校で策定した対策プログラムを実践するため、児童生徒の自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援していく働きかけを、教職員が丸手となって遂行していく。
<b>家庭</b>	子どもの教育に第一義的に責任を有し、基本的な生活習慣を身に付きせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。
<b>地域</b>	学校や家庭と連携・協力を進め、地域の将来の担い手である子どもたちの教育に積極的にかかわる。

## 「対策計画」の基本構想・いじめ問題に関する基本的な考え方の理解

- 「対策計画」策定の経緯及び理念についての共通理解
- 「対策計画」の基本構想及びいじめ問題に関する基本的な考え方についての共通理解
- 各学校の対策プログラム（全体計画・年間計画）の策定とチーム学校としてのいじめ問題への対応方針の確認

### チェック項目

- ☑ 「対策計画」の策定に至る経緯と、いじめ防止の基本的な考え方について、年度初めに全教職員で共通理解を図ることができたか。
- ☑ 自校の対策プログラムの意味と対応方針の共通理解を図ることができたか。

## 1 未然防止への取組

### 実践目標 1 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり 学

- 「居場所づくり」を重視した学級活動、学年・学校行事の実施
  - ・児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができると感じられるような一人一人にとって「心の居場所」のある学級や学年、学校づくり
  - ・授業や行事等において、すべての児童生徒が活躍できる場面を実現する多様な考えを認め合える学級・学年づくり
- 「絆づくり」を育む学級活動、学年・学校行事の実施
  - ・「児童生徒が絆をつくる」という発想に基づいた教育活動の実践
  - ・教師による児童生徒主体の「絆づくり」ができるような「場」や「機会」の創出
  - ・児童生徒自らが主体的に取り組む協働的な活動を通して、互いのことを認め合い、心のつながりを感じることができるとような教育の実践
- すべての児童生徒が参加・活躍できる「わかる授業」づくり
  - ・学力向上推進担当をリーダーとした組織的・継続的な仕組みの構築
  - ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた協同的探究学習を核とした授業改善
  - ・授業中でのペア学習、グループ学習の活用
  - ・主体的にアプローチでき、多様な考えが可能な課題提示の工夫
  - ・「個」の意見や考えを大切にされた対話的な学びスタイルの確立
  - ・授業のねらいに迫る、深い学びにつながる発問の工夫
- 授業における学習規律の確立
  - ・チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等の指導の徹底
  - ・教員が互いの授業を見合うことによる学習規律の相互点検
- 「自己有用感」を育む学級活動、学年・学校行事の実施
  - ・価値観の多様性を認め、自尊感情を育む、個に応じた教育の実践
  - ・他人の役に立った、他人に喜んでもらったという「自己有用感」の育成を目的とした教育の実践
  - ・自分に対する他者からの評価を得られるような教育の実践
  - ・「褒めて（自信を持たせて）育てる」という発想から、さらに「認められて（自信を持って）育つ」という発想の教育活動の実践
  - ・特別活動担当、児童会生徒会担当の連携による特別活動の充実
  - ・児童生徒の実態に即したピア・サポートの推進

### チェック項目

- ☑ お互いを認め合える学校、学年、学級、部活動の風土をつくること、いじめの未然防止につながるということを、毎学期、教職員で共通理解しているか。
- ☑ すべての児童生徒が活躍する場面をつくりだすことが「いじめに向かわない児童生徒」の育成につながることを全教職員が共通理解しているか。
- ☑ 児童生徒が主体的に自己を成長させる過程を支援する「居場所づくり」を意図的・計画的に行い、絆づくりを育んでいるか。
- ☑ 児童生徒が互いに支え合う体験的な活動を意図的・計画的に設定しているか。
- ☑ 自己有用感を育む視点が、教育活動に生かされているか。
- ☑ ピア・サポートの活動を取り入れた実践が行われているか。

- 子どもたちの主体的な活動、支え合いを体験する場の設定
  - ・児童会生徒会による自主的な「いじめ追放」への取組
  - ・児童会生徒会による自主ルールづくり（スマホの使い方等）
  - ・心の絆プロジェクト「心の絆宣言」に基づく取組
  - ・心の絆プロジェクトの「メッセージ」に基づく取組
  - ・「いじめ防止啓発月間」（9月）における、児童生徒の主体的な取組
  - ・ピア・サポートの目的を重視した学校園連携ユニットによる学校園の連携充実
  - ・ピア・サポートの目的を重視した異年齢交流活動の実施
- 子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）リーフレットの活用
  - ・小学校5年生から中学校3年生までの全児童生徒に配付・活用
  - ・リーフレットを活用した児童生徒のSOSの出し方等に関する授業の実施

## 実践目標 2 命や人権を尊重する態度、豊かな心の育成

- 人権教育の充実
  - ・「ロールプレイ」等を導入した体験的・共感的な学びの工夫
  - ・学校生活の中から、児童生徒と共に人権を考える取組の充実
  - ・人権授業参観の実施による保護者とともに考える機会の設置
  - ・人権月間（週間）における啓発ポスター等の活用
  - ・職場人権研修による教職員の人権意識の向上（年4回）
- 道徳教育の充実
  - ・教科化に伴う「考え、議論する道徳」への質的転換
  - ・教科書等を利用し、発達段階に応じた教材によるいじめ防止の学習
  - ・保護者を含めた、いじめの理解と防止のための授業及び教育の実践

## 実践目標 3 家庭や地域への働きかけ

- 学校運営協議会等との連携強化と見守り活動の充実
  - ・学校運営協議会等を通じた連携・協働
  - ・学校園支援ボランティア（登下校の見守り活動・あいさつ運動など）の活用
- いじめ防止啓発月間の取組
  - ・児童会生徒会が主体となった取組の実施（9月）
  - ・家庭や地域を巻き込んだいじめ防止啓発活動の実施
- いじめ防止、子どものSOS発見チェックリスト等の啓発チラシの活用
  - ・啓発チラシ「子どもはいつも求めています」の活用（4月）
  - ・啓発チラシ「いじめをしない、させない、見逃さない」の活用（9月）
  - ・啓発チラシ「いじめ防止啓発チラシ（県教委）」の活用
- 家庭や地域への情報発信の推進
  - ・学校ホームページの充実による情報発信
  - ・PTA活動や学校だより、学年だより等による情報発信
- 学校外施設とのいじめ防止対策の連携
  - ・児童クラブ等の学校外施設との情報共有
  - ・学校ホームページ等を活用した学校外施設へのいじめ防止対策の周知

### チェック項目

- 児童生徒がいじめ防止に向けた取組を主体的に考え、校内で継続した取組を行っているか。
- 心の絆プロジェクトの活動が、全校生の主体的な活動として反映されているか。
- ユニット活動の意図を明確にして実施しているか。
- 命や人権の問題について、児童生徒自らの問題として体験的・共感的に学ぶ工夫をしているか。
- いじめ問題について、道徳の教科書を活用した継続的なカリキュラムが実行されているか。
- 授業参観等を通して、保護者も含めた、いじめ防止への取組は行われているか。
- 家庭、地域への積極的な情報提供と双方向的な情報共有により、いじめの未然防止のための連携を図ろうとしているか。
- 啓発チラシ等を有効活用しているか。
- ホームページや学校だより等を通して積極的な情報発信はできているか。
- 児童クラブ等の学校外施設との情報共有及び連携が図られているか。

## 2 早期発見・早期対応への取組

### 実践目標 1 学校環境適応感尺度「アセス」の活用 ㊦

- アセスの推進担当教員（主幹教諭等）をリーダーとした取組
  - ・「学校生活に関するアンケート」の実施からアセスメント及び支援策の検証までを確実に実施
  - ・学校生活適応推進研修の内容を教職員に周知
- 「学校生活に関するアンケート」の実施
  - ・1回目：1学期中、2回目：2学期中
  - ・対象：小学校3年生から中学校3年生までの全児童生徒
  - ・結果をもとにした検討会や個別ケース会議の実施
- 要支援領域の児童生徒への支援策の実施
  - ・組織的な支援策の実施及び経過・結果の教職員間での情報共有
  - ・要支援領域の児童生徒の状況について市教委と情報共有
- 「学校生活適応推進研修会」による教職員の資質向上
  - ・児童生徒の対人関係力の向上等に関する研修会への参加
  - ・希望研修への参加による学校を支えるリーダーの育成

### 実践目標 2 児童生徒の相談行動の促進 ㊦

- 教育相談コーディネーターを中心とした取組
  - ・教育相談コーディネーターをリーダーとした推進体制の充実
  - ・「心の相談アンケート」の結果集約と市教育委員会との情報共有
- 「心の相談アンケート」の実施
  - ・1回目：1学期中、2回目：2学期中
  - ・対象：小学校3年生から中学校3年生までの全児童生徒
  - ・記述方式によるアンケートの実施後、教育相談を実施
  - ・結果をもとにした検討会や個別のケース会議の実施
- 教育相談の実施
  - ・全児童生徒を対象とした教育相談を、1学期から2学期に必ず実施  
なお、2回目以降は、学校の実情に応じて柔軟に対応する
  - ・教育相談の実施にあたり、「心の相談アンケート」及び「学校生活に関するアンケート（アセス）」の結果を活用するなど質の向上を図る
  - ・カウンセリングマインドによる教育相談について共通理解を図る
- 子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）リーフレットの活用（再掲）
  - ・小学校5年生から中学校3年生までの全児童生徒に配付・活用（再掲）
  - ・リーフレットを活用した児童生徒のSOSの出し方等に関する授業の実施（再掲）
- 相談室等の環境整備
  - ・児童生徒が安心して相談できる環境づくり
  - ・児童生徒が一時的に安心して過ごせる環境づくり

#### チェック項目

- ☑ 『アセス・ハンドブック』に基づいたアンケートの実施ができているか。
- ☑ アンケート実施後、学年等で検討会を実施しているか。
- ☑ 要支援領域の子どもには、SC等の専門家も入れたチーム支援が実施されているか。
- ☑ 「学校生活適応推進研修会」に参加した教職員から、内容についてのフィードバックはされているか。
- ☑ 要支援領域の子どもについての情報共有の仕組みが確立されているか。
- ☑ 「心の相談アンケート」を有効活用しているか。
- ☑ 教育相談コーディネーターをリーダーとした教育相談は全学年で実践されているか。
- ☑ カウンセリングマインドによる教育相談は行われているか。
- ☑ リーフレットを活用した、発達段階に応じた自殺予防教育は行われているか。
- ☑ 教育相談を行える環境は整っているか。



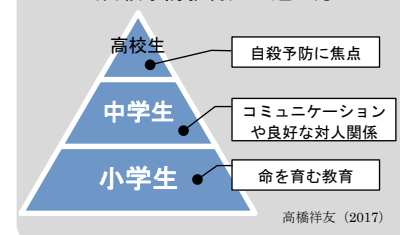
### 実践目標 3 多方面からの実態把握と情報共有 学 家 地

- 教職員と子ども、保護者の連絡を密にした支援
  - ・連絡帳、生活ノート、学級通信、学年通信の活用
  - ・温かなコミュニケーションによる信頼関係の構築
- 学校園連携ユニットを活用した保幼小中養連携の充実
- 学校運営協議会等との連携強化と見守り活動の充実（再掲）
- 学校間、学年間、部活と学年間との情報共有
  - ・情報共有ルートの「見える化」（職員室内の掲示等）による教職員の意識化を図る
  - ・配慮を要する児童生徒の進級や進学、転学等に際しての情報の引継ぎ
  - ・部活動での生徒指導に係る情報の当該学年への適切な情報提供
- 学校外施設とのいじめ防止対策の連携（再掲）
  - ・児童クラブ等の学校外施設との情報共有（再掲）
  - ・学校ホームページ等を活用した学校外施設へのいじめ防止対策の周知（再掲）
- 専門機関と連携したネットパトロールの実施
  - ・教育委員会と民間が連携するネットパトロールからの情報を有効活用した早期発見・早期対応の取組
  - ・児童生徒、保護者に対し、情報モラル教室を実施

#### チェック項目

- ☑ 保護者との信頼を築くため、担任は工夫した取組を行っているか。
- ☑ 保護者等の協力も得ながら、子どものSOSのサインを見つけようとしているか。
- ☑ 児童クラブ等の学校外施設との情報共有及び連携が図られているか。（再掲）

#### 発達段階に応じた命を育む教育（自殺予防教育）の進め方



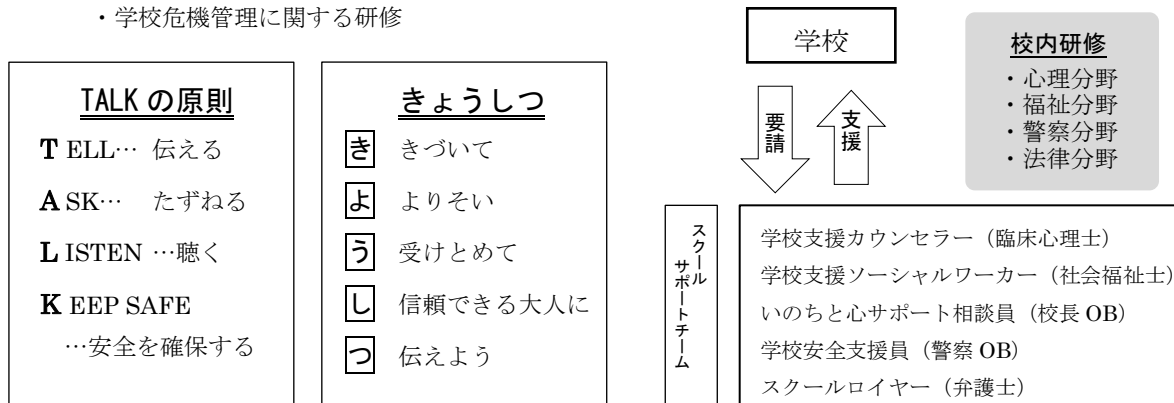
### 実践目標 4 研修の充実による教職員の資質と指導力の向上 教 学

- 子どもの権利条約に関する研修
- いじめに関する研修
  - ・「いじめ防止基本方針」「いじめ防止・対応マニュアル」を活用した研修
  - ・いじめに関する法的理解研修
  - ・いじめの理論研修（いじめの構造、スクールカースト理論等）
  - ・経験者の体験や事例を活用した実践的な校内研修
  - ・SNS等による「ネットいじめ」への対応研修
- アセスの運用・活用に関する研修及び学校生活適応推進研修
  - ・アセスの理論研修
  - ・アセスの組織的な運用研修
  - ・アセスの活用に係る校内研修
  - ・アセスを活かすための研修
    - ピア・サポート、協同学習、SEL（社会性と情動の学習）
    - カウンセリングマインド、ソーシャルスキルトレーニング等
- 学級経営に関する研修
- 不登校対策に関する研修
  - ・不登校児童生徒への対応の在り方等に関する研修

#### チェック項目

- ☑ 子どもの権利擁護の推進を図れているか。
- ☑ いじめの定義や構造についての理解は共通認識されているか。
- ☑ 研修を継続的に受けることが、教職員の資質向上につながることを共通理解しているか。
- ☑ 様々な研修に計画的に教職員が参加し、ミドルリーダーの育成につながっているか。
- ☑ 研修に参加した教職員から、校内でフィードバックは行われているか。
- ☑ 校内研修は積極的に行われているか。
- ☑ 教職員に「TALKの原則」や「きょうしつ」の考え方は浸透しているか。

- 子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）に関する研修
  - ・児童生徒の自殺に関する理論的理解を図る研修
  - ・学校支援カウンセラーによる「TALKの原則」や「きょうしつ」理論の研修
- 「わかる授業」づくり及び生徒指導に関する研修
  - ・協同的探究学習に関する研修
  - ・体罰の根絶等、生徒指導の在り方に関する研修
- 学校危機管理に関する研修
  - ・学校危機管理に関する研修



#### 実践目標 5 「チーム学校」による組織的な対応 学

- いじめの積極的認知の推進
  - ・いじめ防止対策推進法に基づく対応の徹底
  - ・いじめが疑われる段階で積極的に認知し、組織的な対応を図る
- スクールカウンセラーとの連携・協働
  - ・積極的な活用とカウンセリングマインド研修の実施
  - ・スクールカウンセラーと教職員との情報共有
  - ・いじめ対応組織や不登校対策組織への位置づけと会議への参加
  - ・教育相談コーディネーターとの連携
- スクールソーシャルワーカーとの連携・協働
  - ・積極的な活用と事例研修の実施
  - ・スクールソーシャルワーカーと教職員との情報共有
  - ・いじめ対応組織や不登校対策組織への位置づけと会議への参加
  - ・スクールソーシャルワーカーによる福祉的視点からの研修
  - ・教育相談コーディネーターとの連携
- スクールアシスタントとの連携・協働
  - ・発達に課題がある児童への支援
- 「ケース会議」の積極的な実施
  - ・関係機関と連携した「ケース会議」の開催

#### チェック項目

- 共通認識のもと、いじめの積極的認知は行われているか。
- スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を有効活用した児童生徒支援は行われているか。
- SCやSSWによる教職員研修は行われているか。
- 一部の教職員で抱え込むことなく、ケース会議等を通して、組織的な対応が図れているか。
- 登校しづらい児童生徒への支援は適切に行われているか。
- 養護教諭との連携は図られているか。

#### 実践目標 6 不登校児童生徒への支援の充実 教 学

- アセスを活用した内面把握による未然防止、早期発見・早期対応
- メンタルサポーターとの連携、家庭との信頼関係の構築
  - ・別室指導の充実

- 養護教諭との連携
  - ・保健室への来室状況の把握
- 教育相談センターとの連携・協働
  - ・わかば教室やアタック・ゴー、ピア・スペース活動の活用

実践目標 7 **いじめ重大事態への適切な対応** 教 学

- 国のガイドライン等に基づく調査の実施
  - ・市いじめ防止・対応マニュアルや国のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインに基づく適切な調査の実施
- 教育委員会と連携した調査の実施

### ③ 関係機関との連携を強化した取組

実践目標 1 **スクールサポートチームの活用** 教 学

- 教育相談センター・少年愛護センター内に配置されている専門家の活用
  - ・心理、福祉、教育、警察、法律分野の専門家

実践目標 2 **市関係機関との連携** 教 学

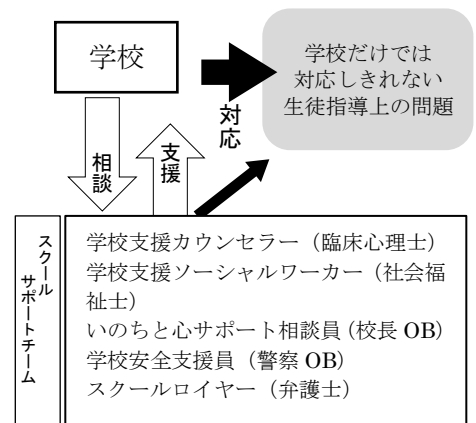
- ・学校教育課 ・教育研究所 ・人権文化センター
- ・教育相談センター ・少年愛護センター
- ・家庭支援課 ・生活福祉課 ・こども療育センター
- ・障がい者基幹相談支援センター 等

実践目標 3 **県関係機関との連携** 教 学

- ・県教育委員会「学校問題サポートチーム」
- ・東播少年サポートセンター ・加古川警察署少年係
- ・健康福祉事務所 ・中央こども家庭センター
- ・県立こども発達支援センター ・県立リハビリセンター
- ・県立ひょうごこころの医療センター ・兵庫こころのケアセンター 等

実践目標 4 **「ネットいじめ」等インターネット空間の対策** 学 地

- 警察、民間と連携した情報モラル教室の実施
  - ・最新の情報を得るため、警察、民間と連携
  - ・教職員の資質向上のため、情報モラル研修を実施
  - ・児童生徒、保護者に対し、情報モラル教室を実施（再掲）
  - ・情報モラルを児童生徒、保護者、教職員が共に学び深める
- 「ネットいじめ、子どものSOSやトラブル」への素早い対応
  - ・教育委員会と民間が連携するネットパトロールからの情報を有効活用
  - ・早期対応や継続的な見守りと、子どもや家庭への啓発を実施
  - ・子どものSOSに対応するため関係機関と連携
  - ・継続的なアンケートによる児童生徒の実態把握



**チェック項目**

- 情報モラル教室や研修会、ネットパトロールなどの知識や情報を元に、関係機関と連携した対応は行われているか。
- 教職員が研修会などで情報モラルにおいて資質向上を図り、児童生徒の情報モラル教育を実施しているか

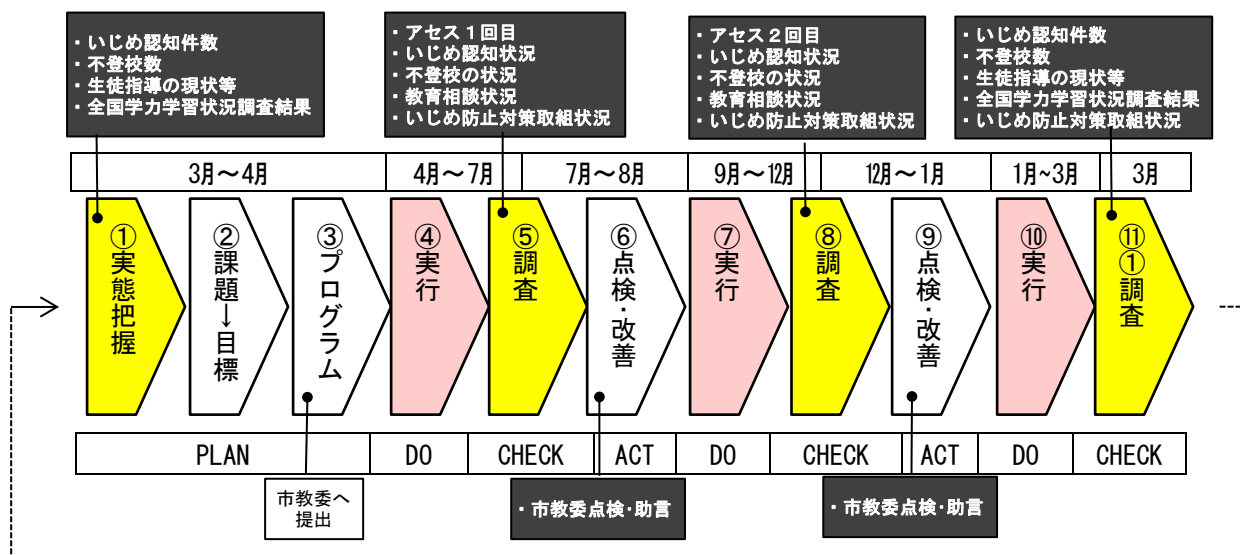


## 4 推進体制・検証体制を整える取組

- 実践目標 1 **アセス推進体制の充実と検証** 学
- アセス推進担当教員（主幹教諭）をリーダーとした推進体制の充実
- 実践目標 2 **教育相談推進体制の充実と検証** 学
- 教育相談コーディネーターをリーダーとした推進体制の充実
- 実践目標 3 **いじめ対応チーム（いじめ対策委員会）及び不登校対策委員会の機能的な運用** 学
- 教職員個人で判断することなく、組織的な対応の徹底
  - 重大事態への速やかな事実関係の確認と調査、市教委への相談と報告
  - 学校におけるいじめ（不登校）対応の検証
- 実践目標 4 **児童生徒及び家庭、地域への「推進体制」の周知** 学 家 地
- 「いじめ対応チーム」等の存在について積極的にPR
  - 児童生徒に集会等で「いじめ対応チーム」のメンバーを周知
- 実践目標 5 **いじめ対策へのPDCAサイクルによる評価検証体制の推進** 教 学
- 学校におけるいじめ対応事例についての共有
  - 学校における自己点検、自己改善体制の充実
  - 各校の対策プログラム取組状況の市教委への報告
  - 学校運営協議会による学校評価の実施

### チェック項目

- ☑ 組織対応するための体制が機能しているか。
- ☑ 「いじめ対応チーム」については様々な機会を通じて周知しているか。
- ☑ 学期ごとに対策を検証する仕組みが機能しているか。
- ☑ 個々の事案対応策に対して、チームでの検証が行われているか。
- ☑ 個々の事案対応について、職員間での共有ができているか。



【参考文献等】

- いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針～子どもの「命」を守る～ 文部科学省 2013  
「いじめ防止等のための基本的な方針」 文部科学省 2017  
「生徒指導リーフ」 国立教育政策研究所  
「いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する。」 国立教育政策研究所 2013  
「P D C A × 3 = 不登校・いじめの未然防止」 国立教育政策研究所 2017  
「令和4年度 指導の重点」 兵庫県教育委員会 2022  
「いじめ対応マニュアル」 兵庫県教育委員会 2017  
「教師がつながる！子どもがつながる！！新たな不登校を生まないために」 岡山県総合教育センター2016  
「だれもが行きたくなる学校づくり入門」 総社市教育委員会 2015  
「いじめ対応の手引き—いじめを許さない学校・学級づくりのために—」 熊本県教育委員会 2007  
「いじめのメカニズムとその対応」 福岡県教育センター  
「今、私たちにできること～学校園における自殺予防～」 筑波大学 高橋祥友 2017